

平成23年度舟橋村人事行政の運営等の状況

舟橋村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年舟橋村条例第1号）第6条の規定に基づき、平成23年度における舟橋村人事行政の運営等の状況について、次のように公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(22年度末)	A		B	B/A	20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	3,030	1,618,422	79,567	211,426	13.1	10.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

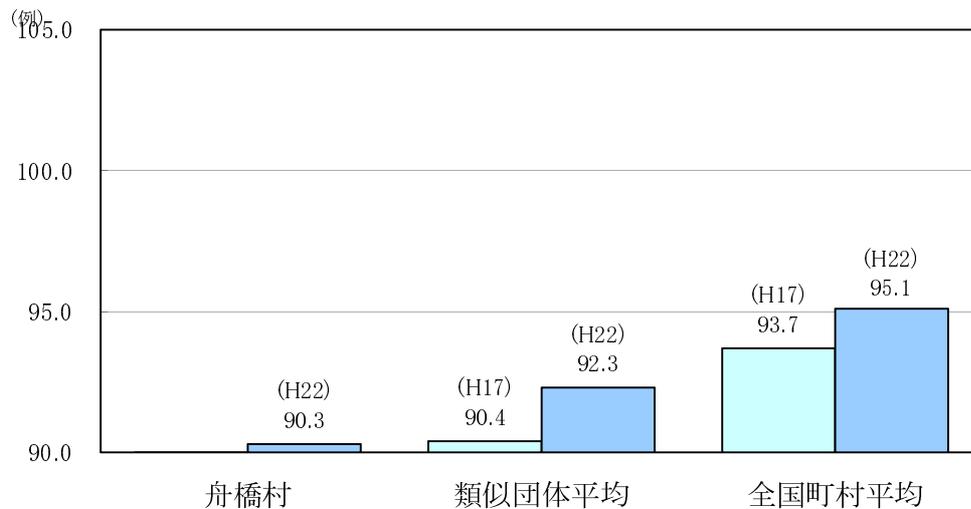
(単位:人、千円)

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	28	91,199	8,641	31,608	131,448	4,695

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
舟橋村	40.6 歳	284,609 円	343,634 円
国	41.9 歳	325,579 円	395,666 円
類似団体	43.7 歳	310,146 円	338,469 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
舟橋村	44.4 歳	182,300 円	182,300 円
国	49.3 歳	284,514 円	322,291 円
類似団体	49.8 歳	261,037 円	276,622 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じペースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区分	舟橋村			国		
	初任給	2年目の給料		初任給	2年目の給料	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円	178,800 円	
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円	144,500 円	
技能労務職	高校卒	131,200 円	135,100 円		-	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	248,200 円	368,800 円
	高校卒	227,700 円	円
技能労務職	高校卒	円	182,300 円
	中学卒	円	円

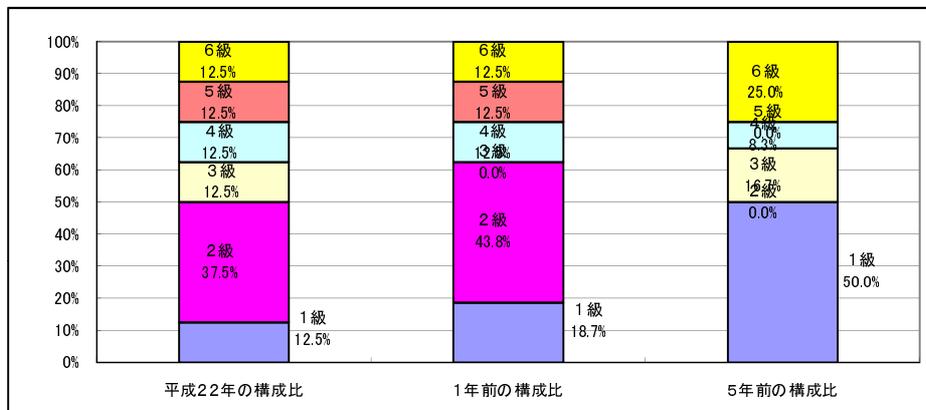
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	2人	12.5%
5級	課長補佐、主幹	2人	12.5%
4級	係長、課長補佐	2人	12.5%
3級	主任、主査、係長	2人	12.5%
2級	主事	6人	43.8%
1級	主事	2人	12.5%

(注) 1 舟橋村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
23年度	職 員 数 A	人 28
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人
	比 率 B/A	%
22年度	職 員 数 A	人 28
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人
	比 率 B/A	%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

舟 橋 村	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,055 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

舟 橋 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)	102 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	24,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	15.4 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保育業務手当	保育士	保育業務	月額2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	4,406 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	184 千円
支給実績(21年度決算)	5,555 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	222 千円

(5) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①2人まで、それぞれ6,500円(そのうち1人については、職員に配偶者がいない場合は11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合は、6,500円) ② ①以外 1人につき5,500円 ③満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算 支給実績(22年度決算) 1,440 千円 支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算) 240,000 円	ほぼ同じ。	(1)配偶者 村と同じ (2)配偶者以外 ② ①以外 1人につき5,000円
住居手当	(1)借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + (家賃 - 23,000円) / 2$ (最高限度額 27,000円) (2)自宅 2,700円 支給実績(22年度決算) 713 千円 支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算) 79,222 円	ほぼ同じ。	(1)借家等 ①村と同じ ②村と同じ (2)自宅 なし
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当り 55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600円から35,000円 支給実績(22年度決算) 1,020 千円 支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算) 78,462 円	ほぼ同じ。	(1)交通機関利用職員 村と同じ (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円から24,500円
管理職手当	(1)行政職6級の課長級 50,000円 (2)行政職5級の課長級 36,000円 (3)行政職5級の主幹級 28,000円 支給実績(22年度決算) 1,867 千円 支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算) 466,700 円		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
寒冷地手当		同じ。	

5 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区分	給料	月	額	等	
				(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	村長	650,000	円	円/	円
	副村長	524,000	円	円/	円
報酬	議長	200,000	円	円/	円
	副議長	170,000	円	円/	円
	議員	150,000	円	円/	円
期末手当	村長	(22年度支給割合)			
	副村長	2.90	月分		
退職手当	議長	(22年度支給割合)			
	副議長	2.9	月分		
退職手当	村長	(算定方式)		(支給時期)	
	副村長	給料×500/100×在職年数		○任期満了ごとに支給	
		給料×250/100×在職年数		○任期満了ごとに支給	

(注) 1 類似団体における最高/最低額は、平成19年4月1日現在です。

6 職員数の状況

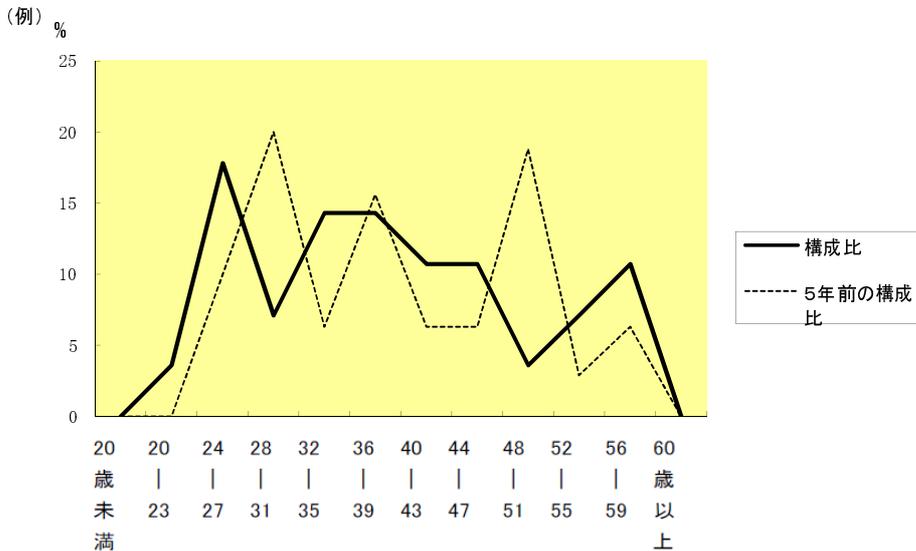
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
一 般 行 政 部 門	福祉を除く	13	13		
	福祉関係	12	12		
	小 計	25	25		
特 別 行 政 部 門	教育	4	4		
	小 計	4	3		
公 営 企 業 計 等 部 門					
	小 計				
合 計		28	28		
		[]	[]	[]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	1人	5人	2人	4人	4人	3人	3人	1人	2人	3人	人	28人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	△2人、△6.2%

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年度からの6年間で、2名の削減を目標としている。

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	18年~21年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目		
一般行政	減員		2	1		1	4	
	増員				1	1	2	
	差引		△2	△1	1	0	△2(100%)	△2
	職員数	26	24	23	24	24	24	24

- (注) 1 計画期間は、18年~21年の4年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

区 分		17年	18年	19年	20年	21年	18年～21年	(参考)
部 門		計画前年	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	計	数値目標
特別行政	減員				2		2	
	増員							
	差引				△2		△2(200%)	△1
	職員数	6	6	6	4	4	4	5
公営企業 等 会 計	減員							
	増員							
	差引						(%)	
	職員数							
計	減員		2	1	2	1	6	
	増員				1	1	2	
	差引		△2	△1	△1	0	△4(200%)	△2
	職員数	32	30	29	28	28	28	30

7 公営企業職員の状況

本村は、普通会計職員が、公営企業職員を兼務しているため、該当項目がありません。

8 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針

技能労務職員が行う業務については、今後も退職不補充とし、臨時職員対応を基本とします。

また、平成23年度以降は、人事評価性を導入し、給与面についても適正化に努めます。